

## 固定資産税・都市計画税納税通知書を送付します

平成27年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書を、5月上旬に送付します。※複数の区に固定資産をお持ちの方は、区ごとに送付します。

### ○納税義務者(固定資産税を納める方)

毎年1月1日(賦課期日)現在で、市内に土地・家屋・償却資産を所有する方  
※共有名義の場合は共有者全員が納税義務者となりますが、納税通知書などは代表者の方に送付します。

### ○課税明細について

納税通知書の4～7枚目(口座振替用は3～6枚目)に、土地・家屋の課税明細を記載しています。  
※所有資産が区ごとに21件以上(土地・家屋合わせて)の方には、別途送付します。  
※課税明細書は資産証明の内容と同じなので、確定申告の資料として使用できます。  
内容を確認して大切に保管してください。  
詳しくは、課税管理課(☎328-2195)または、区役所税務課へ。

## 固定資産税に関する手続きはお忘れなく

### ○市外に転出する場合

納税義務者が市外に転出した場合は、納税管理人の届け出が必要です。「納税管理人申告(申請)書」を提出してください。

### ○納税義務者が亡くなった場合

相続人が納税義務を引き継ぐことになるので、相続関係人で協議のうえ、法務局で相続登記の手続きをお願いします。

また、手続きが済むまでの期間は、相続人代表者が納税の管理をすることになりますので、「相続人代表者指定届」を提出してください。

### ○新增築、用途変更、取り壊しをしたとき

宅地に課税される固定資産税・都市計画税は、建物の有無・種類(用途)などにより税額が変わりますので、区役所税務課に届けてください。

詳しくは、区役所税務課へ。

## 上下水道・衛生

### 下水道使用開始・廃止の届出をお忘れなく

水道水や井戸水・温泉水などを使用する方が、下水道に接続して汚水を流すときは、使用開始の届出が必要です。転居などで使用を廃止する場合にも届出が必要です。廃止の届出がないと、料金が請求され続けますのでご注意ください。

井戸水などを使用している一般家庭で、使用人数や使用用途に変更があった場合も届出が必要です。

詳しくは、料金課(☎381-1118)へ。

### マンションなどの使用戸数や総代人の変更届をお忘れなく

共同住宅料金の適用を受けているマンションなどで、使用戸数の増減や総代人に変更がある場合は、変更の届出が必要です。

届出書は上下水道局ホームページからダウンロードまたは料金課(☎381-1118)へ。

※水道検針時の「水道ご使用量のお知らせ」で、使用戸数や使用者名を確認してください。

## 光化学スモッグにご注意を!

これからの日差しが強くなる季節は、光化学スモッグが発生しやすくなります。

光化学スモッグ注意報が発令されたら、できるだけ外出を控えてください。注意報が発令されると、市や県のホームページ、テレビ・ラジオのほか「熊本市災害情報メール」(登録制)でお知らせします。

### ○発生しやすい季節・気候は?

(季節)春先の3月から梅雨入り前まで  
(気候)日差しが強い・気温が高い・風が弱い

### ○どんな症状がでるの?

- ・目がチカチカする、目が痛い、涙が出る
- ・のどが痛い、せきが出る、息苦しい
- ・吐き気、頭痛など(症状は個人差があります)

(環境政策課 ☎328-2427)

## ダニ・マダニによる被害を防ぎましょう

室内のダニはフケやアカ、食べ物のカスなどをエサにして増殖します。次のことを実践し、ダニの増殖をできるだけ減らしましょう。

- ・室内を丁寧に掃除する。
- ・窓を開けて部屋の換気をする。
- ・天気の良い日には布団をこまめに干す。

また、国内で死亡例も報告されているマダニ(室内のダニとは別の種)に咬まれないように、草むらなどマダニが生息する場所に入る場合には、長袖、長ズボン、足を完全に覆う靴を着用し、肌の露出を少なくしましょう。

詳しくは、生活衛生課(☎364-3187)へ。

## 環境・ごみ・消防

### スマートハウスのモニター募集

戸建住宅を対象システムを設置して、電気使用量などを2年間報告していただける方へ設置費用を助成します(先着順)。

#### ▶対象システム、補助額(一律)および予定件数

区分	対象システム	補助額	予定件数
A	HEMS + 蓄電池※	20万	15件
B	HEMS + エネファーム	30万	10件
C	HEMS + 蓄電池※ + エネファーム	40万	5件

※電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の代替可(V2Hの併設が条件)。

#### ▶助成対象経費

対象機器を新たに設置する場合の対象機器の購入費および据付工事費

#### ▶主な対象要件

- ①対象システムを設置後、電気使用量などの報告を2年間行っていただける方
- ②自ら住む戸建住宅に新品の対象システムを設置する方
- ③太陽光発電システムを設置しているまたは対象システムと併せて設置する方 など

#### ▶申請書

環境政策課(市庁舎7階)、区役所、総合出張所、出張所で配布しています。また、市ホームページや「くまもと低炭素都市づくり」ホームページからもダウンロードできます

#### ▶申込み

5月18日から持参で環境政策課温暖化対策室(市庁舎7階)へ

詳しくは、環境政策課温暖化対策室(☎328-2355)へ。

## 集団回収をはじめませんか

家庭から出る新聞や雑誌、びん・缶などの資源物を集団回収で集めると、資源物の売却益に加え、助成金が出ます。

▶対象 自治会や子ども会、老人会など、熊本市民で構成される営利を目的としない団体(事前登録が必要です)

#### ▶助成金額 下記①②の合計額

- ①回収量に対する助成:全対象品目6円/kg  
※対象品目  
新聞紙、雑紙、段ボール、紙パック、びん、アルミ類、スチール類、金属類、古着
- ②実施回数に対する助成:  
(実施回数-2) × 2,000円  
※上限24,000円。

詳しくは、ごみ減量推進課(☎328-2365)または区役所まちづくり推進課へ。

## ホテル・旅館などでの火災に備えて

### 1 避難経路の確認をしましょう

宿泊室から避難するための階段や避難器具などを確認しておきましょう。

### 2 たばこの処理には気をつけましょう

たばこの不始末による火災を防ぐため喫煙マナーを守りましょう。

### 3 火災を発見したときは

119通報するとともに、火災報知機のボタンを押して、全館に知らせましょう。炎が小さければ、近くの消火器で消しましょう。

### 4 火災のときの避難方法

落ち着いて、施設関係者の誘導に従い避難しましょう。また、口と鼻をタオルなどで押さえ、低い姿勢で避難しましょう。

### 5 ホテル・旅館などの表示制度

旅館・ホテルなどのフロントに表示している「表示マーク」は、その施設が防火管理や消防用設備などにおいて一定の防火基準に適合していることを示すマークです。旅館・ホテルなどを選ぶときの目安の1つにしてください。交付施設の一覧は市ホームページ「ホテル・旅館などに係る表示制度について」を確認してください。

#### ◀表示マークの例▶



表示マーク(銀)



表示マーク(金)

1年間の優良のものに交付 3年間の優良のものに交付

### ■住宅用火災警報器の設置維持について

#### 1 住宅用火災警報器の設置

住宅用火災警報器は火災の煙や熱を感知し音や音声で知らせてくれる、命を守る大切な機器です。設置がお済みでないご家庭は早めに設置しましょう。

#### 2 住宅用火災警報器の維持管理

- ・警報器の電池切れ確認のために、月に1回は警報器の音が鳴るかを確認し、あわせて本体の汚れなどをふき取りましょう。
- ・燻煙剤くんえんを使う時には、誤作動防止のため、本体をビニールで覆うか、取り外してください。終了後は元に戻しましょう。
- ・警報器本体の交換時期は10年が目安です。電池切れや故障が考えられる場合は、本体を交換しましょう。

(消防局予防課 ☎363-2249)